

2023年7月18日

放送人権委員会決定 第79号
「ローカル深夜番組女性出演者からの申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「ローカル深夜番組女性出演者からの申立て」
に関する委員会決定

— 見 解 —

申立人 女性フリーアナウンサー

被申立人 株式会社あいテレビ

苦情の対象となった番組

『鶴ツル』（毎週火曜日 午後11時56分～午前0時11分）

（2016年4月5日放送開始、2022年3月29日放送終了 全304回）

審理対象回の放送日 (1) 2021年 2月 9日
(2) 2021年 3月23日
(3) 2021年 4月20日
(4) 2021年 5月 4日
(5) 2021年 6月 1日
(6) 2021年 8月 3日
(7) 2021年 8月31日
(8) 2021年12月21日

【決定の概要】	3 ページ
本決定の構成	
I. 事案の内容と経緯	5 ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	5 ページ
2. 本件放送の内容	5 ページ
3. 論点	6 ページ
II. 委員会の判断	7 ページ
1. 本件の特徴	7 ページ
2. 人権侵害の有無	7 ページ

3. 放送倫理上の問題の有無	16 ページ
III. 結論と要望	19 ページ
1. 結論	19 ページ
2. 問題点の指摘と要望	19 ページ
IV. 補足意見及び少数意見	22 ページ
1. 曾我部真裕委員長の補足意見	22 ページ
2. 水野剛也委員の補足意見	24 ページ
3. 國森康弘委員の少数意見	26 ページ
V. 放送概要	33 ページ
VI. 申立人の主張と被申立人の答弁	43 ページ
VII. 申立ての経緯と審理経過	47 ページ

【決定の概要】

申立人はフリーアナウンサーであり、あいテレビ（愛媛県）が2022年3月まで6年間にわたって週1回放送した深夜バラエティー番組『鶴ツル』（「本件番組」）に出演していた。申立人は、番組内での他の出演者からの下ネタや性的な言動により羞恥心を抱かせられ、放送により申立人のイメージが損なわれたとして人権侵害と放送倫理上の問題を理由に本件を申し立てた。申立人は、放送開始当初その悩みをあいテレビに伝えたことと主張するのに対し、あいテレビは、番組の趣旨を十分理解して申立人は出演していたと主張し、申立人が悩んでいたこと自体を否定する。

決定の概要は以下のとおりである。

本件番組における性的な言動によって長年悩んできたという申立人の主張は真摯なものである。ただし、そのことに関連して放送局に責任が認められるためには、本件番組が申立人の意に反していたことに放送局が気づいていたか、あるいは気づかなかったことに過失が認められる必要がある。この点、2021年11月に申立人が自己の番組降板を伝えつつ本件番組に関する悩みを本件番組のプロデューサーに伝えた際の録音反訳があり、プロデューサーがその時点で申立人の悩みを初めて知って驚いたことがわかる。このことから、あいテレビは同年11月に初めて申立人の意向を知ったと考えられる。それ以前にあいテレビに過失があったかを検討するに、申立人自身が、仕事として引き受けた以上アナウンサーの矜持として悩みが人にはわからないようにしたと述べていることや、申立人の番組関係者へのメールやブログからは、本件番組に対する積極性や好意的評価が少なくとも外見上窺われることから、あいテレビに過失があったとは言えない。

2021年11月以降について検討すると、あいテレビは、申立人から悩みを伝えられて直ちに下ネタをやめるよう他の出演者に伝え、収録時に申立人が不快と伝えた部分は放送しない措置をとるなどしており、あいテレビの対応に問題があったとは言えない。

さらに、本件番組で仮に深夜バラエティー番組として社会通念上許容される範囲を超えた性的な言動があり、あるいは申立人の人格の尊厳を否定するような言動があれば、申立人の意向に関するあいテレビの認識にかかわらず人権侵害が成立しうる。この点、本件では、下ネタや性的な言動が申立人に向けられていた場合がある点を特に問題とする複数の意見があったが、表現内容に着目して放送局の責任を問うことは表現の自由に対する制約につながりうるので、人権侵害ありとの判断には謙抑的であるのが妥当である。本件番組では眉をひそ

めたくなるような言動もあるが、人権侵害に当たる言動があったとは認められない。

以上から、本件番組において申立人に対する人権侵害があったとは認められない。

放送倫理上の問題の有無としては、まず、民放連の放送基準に照らして表現に着目した検討を行う。本件番組は、一般に子どもや青少年が視聴しない深夜の時間帯の放送であり、トークショーとしてその場の演出として出演者間でやりとりをしている事情に照らし、表現に着目して放送倫理上問題があると判断するのは控えるのが妥当である。

本件番組では、回を重ねるごとに出演者間で相手に対し「ここまで言っても許されるだろう」と考える範囲が広がっていき、申立人に対する下ネタや性的な言動も、冗談として言う分には許されると他の出演者が考える範囲が次第に広がったと認められる。そうすると、この問題は、個別具体的な言動について放送倫理上の問題として取り上げるより、制作現場における構造上の問題として捉えるのが妥当である。

また、出演者の身体的・精神的な健康状態に放送局が配慮すべきことは社会通念上当然であり、配慮が欠けていれば放送倫理の問題になりえる。この点、あいテレビは、申立人から悩みを打ち明けられて前述の措置をとるなどしている。したがって、放送倫理上の観点から問題があったというほど、あいテレビについて出演者への配慮に欠けていたとは言えない。

以上より、本件において放送倫理上の問題があるとまでは言えない。

最後に、制作現場における構造上の問題について要望を述べる。フリーアナウンサーとテレビ局という立場の違い、男性中心の職場におかれた女性の立場というジェンダーの視点に照らし、本件において申立人は圧倒的に弱い立場にあった。しかし、あいテレビは、申立人が構造的に弱い立場にあるという視点を欠いていた。あいテレビに対しては、降板するほどの覚悟がなくても出演者が自分の悩みを気軽に相談できる環境や職場でのジェンダーバランスなどの体制を整備したうえで、日ごろから出演者の身体的・精神的な健康状態に気を配り、問題を申告した人に不利益を課さない仕組みを構築するなど、よりよい制度を作るための取り組みを絶えず続けるよう要望する。

ここでの指摘事項は放送業界全体に共通する面があり、放送業界全体が、本事実案を自社の環境や仕組みを見直し改善していくための契機とすることを期待する。

I. 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、あいテレビ（愛媛県）が2022年3月まで放送していた深夜のローカルバラエティー番組『鶴ツル』。この番組はコメディアン・俳優である男性タレントと愛媛県在住の住職、愛媛県出身で県外在住の女性フリーアナウンサーである申立人の3人を出演者として、2016年4月に放送を開始した。

申立人は、番組内での他の出演者のトークが申立人自身に対するものも含めてしばしば下ネタや性的な言動に及ぶことに対して放送開始当初から苦痛を訴えていたが一向に改善されなかったため絶えず羞恥心を抱かせられ、また、そのような内容の番組を放送されたことで申立人のイメージが損なわれたとして、人権侵害を受け、放送倫理上の問題が生じたと申し立てた。

これに対してあいテレビは、申立人は番組の趣旨を十分に理解した上で出演しており、申立人からの苦情は2021年11月が初めてで、また、番組の内容は社会通念上相当な範囲を逸脱しておらず、人権侵害や放送倫理上の問題はないと反論している。

なお、申立人とあいテレビの間で出演契約書等は取り交わされていなかった。

第306回委員会で、本件は委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）の要件を満たしているとして審理入りが決定した。ただし、審理対象とするのは、運営規則第5条第1項（4）により、申し立てられた日（2022年2月3日）から1年以内の2021年2月以降に放送された8本の番組とし、それ以前のことは背景事情として考慮することとした。

2. 本件放送の内容

本件番組は、2016年4月から2022年3月までの6年間にわたって毎週火曜日の深夜に放送していた、CMを含めて15分間のトークショーである。バーに見立てた収録現場で出演者3人がお酒を飲みながら話題を展開していくが、申立人は「バーのママ」という位置づけで番組の進行役を務めていた。

問題となったのは、番組中での他の出演者からの度重なる性的な言動等である。たとえば過去に放送されたもののうち下ネタに関する内容をまとめた2021年3月23日放送の総集編には、「○○ちゃんもなかなか床上手でしょ」（○○は申立人の名前、以下同じ）、「一日中欲しがってる。やっぱり○○ちゃんだよそれ。一日中欲しいって」などの発言や、ナレーションやテロップで申立人も含めた出演者3人を「エッチな鶴ツルトリオ」と描写し、申立人自身が性的なことを好む人物であるかのように

捉えられる言動がいくつか含まれていた。

なお、本件番組には収録用の台本は存在しなかった。流れに任せて進んでいくトークを撮影し編集するという方針で、2カ月間の放送分を3時間程度で一度にまとめて収録していた。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおり。

○申立人に対する人権侵害の有無

- ・申立人が意に反する旨を申告したにもかかわらず、性的な言動を継続したといった事情はあったか
- ・本件放送に深夜バラエティ番組として社会通念上許容される範囲を超える性的な言動、あるいは申立人の人格の尊厳を否定するような言動はあったか

○放送倫理上の問題の有無

- ・本件放送に、不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現または視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせる性的な表現があったか
- ・放送局に出演者の身体的・精神的な健康状態への配慮に欠けた点があったか

II. 委員会の判断

1. 本件の特徴

フリーアナウンサーである申立人は、コメディアンの男性タレント及び住職とともに、お酒を飲みながら出演者が言葉を交わす深夜バラエティー番組におけるトークショーに出演していた。申立人は、本件番組において他の出演者から度重なる性的な言動があったことにより、羞恥心を抱かせられ、また、本件番組が放送されることにより申立人のイメージが損なわれたとして、人権侵害及び放送倫理上の問題が生じたと主張している。

本件の特徴として、申立人が、性的な言動等が行われたのは本件番組の収録中に限られると主張している点をあげることができる。申立人が別途主張するとおり、一般論として、「放送業界、芸能界は特別であって一般社会では許されないことが許される」などということはない。それゆえたとえば、番組の収録や放送とは直接関係のない日常の職場で、放送局の上司が部下に問題発言をした場面などであれば、放送業界であるからといって、特別な基準が適用されることはない。

しかし本件では、バラエティーショーとして視聴者に見せることを前提にした場面での言動だけが問題になっている。本件番組は、ドラマなどのフィクションではなく、また台本は存在しなかったから、本件番組中の出演者の言動を、与えられた役割を演じていることが明らかなドラマにおける俳優の台詞などと同一視することはできないが、本件番組中の出演者の言動は、あくまでも番組内のこととして、視聴者に見られることを意識したやりとりである。そのような特殊な場面における言動である点において、日常の職場などにおける言動と異なった性質を有する。

そこで、委員会では、このような特徴を踏まえつつ本件を検討することとした。

2. 人権侵害の有無

(1) 前提と判断基準

本件番組は、2016年4月から6年間放送されてきた。本件番組が何年にもわたって続いてきたということは、本件番組の内容を、申立人も少なくともいずれかの時点からはわかったうえで参加し続けてきたことを示している。あいテレビは、この点を捉えて、本件番組における他の出演者からの性的な言動に申立人が悩まされてきたとする申立人の主張自体の信憑性にそもそも疑問を投げかけている。これに対して申立人は、他の出演者からの度重なる性的な言動に放送当初から悩まされてきたが、フリーアナウンサーという立場上、仕事を失う覚悟がなければそういった言動を止めるように言えず、また、仕事として引き受けた以上は、アナウンサーの矜持として、悩みが人には決してわからないように注意してきたと述べている。

一般的なセクシャルハラスメントの裁判例で指摘されるように、被害を受けた者は、内心で著しい不快感や嫌悪感を抱きながらも、職場の人間関係の悪化等を懸念して、加害者に対する抗議や抵抗ないし組織に対する被害申告を差し控えたり躊躇する傾向にある。そのような傾向自体は、トークショーの収録という本件の特殊性の下でも共通する面があると考えられる。そうであるとすれば、番組が長く続いてきたという事実は、申立人が、悩みを表に出せず一人内心に留めてきた期間が長期に及び苦悩が蓄積されてきたことを示している可能性もある。放送業界、芸能界で生計を立ててきた申立人が、相当な覚悟をもって本件をBPOに申し立てたという事実に偽りはなく、また、ずっと一人で悩んできたというヒアリングにおける申立人の心情説明は真摯なものである。そのため委員会は、申立人が本件番組における他の出演者からの性的な言動に長年悩んできたことは真実であると考え、そのことは前提としたうえで検討を進めることとする。

もっとも、申立人が内心で長年悩んできたとしても、そのことについて放送局に責任を問えるかは別問題である。放送倫理上の問題にも共通するが、人権侵害の責任を放送局に問えるか否かを検討する場面では、放送局に規範違反があったかを問題とすることになる。それゆえ、申立人が性的な言動で長年悩んできたことに放送局に責任があると言うためには、放送局が、申立人の意に反していたことに気づいていたか、あるいは気づいていなかったとしても通常の注意を払えば気づくことができた（過失があった）と言える必要がある。

加えて、本件番組に深夜バラエティー番組として社会通念上許容される範囲を超える性的な言動があり、あるいは申立人の人格の尊厳を否定するような言動があったと言えるのであれば、申立人の内心に関するあいテレビの認識にかかわらず、人権侵害が成立する可能性がある。そのような内容の番組は、申立人の意に反していることにあいテレビが気づけたか否かという観点とはかかわりなく、放送を控えるべきであったと言えるからである。そこで、この点についても追って（3）で検討する。

（2）あいテレビは本件番組が申立人の意に反することに気づけたか

ア 事後的な資料に基づく判断

本件では、さまざまな事実関係について、申立人とあいテレビの主張が食い違っている。あいテレビが、本件番組が申立人の意に反することに気づけたか否かということに関連しうる事実関係として、たとえば、①番組立ち上げ時の申立人の起用にあたり、番組が性的な会話を含みうることをあいテレビが申立人に説明したか否か、②番組が始まってから申立人が性的な言動に悩んでいることをあいテレビに伝えたか否か、③台本のない本件番組の収録にあたって、番組内容に関する打合せを

行ったか否か、④番組収録後にあいテレビが申立人に対して個別の連絡・確認をとっていたか否かなどといった点で当事者の主張が食い違っている。

裁判のような証拠調べを行うわけではない委員会における手続きでは、こういった争いのある事項についての事実認定には限界がある。ただし、委員会に提出された資料等のうち客観的なものや当事者に争いがない資料に基づいて検討すると、次のように考えることができる。

2021年11月12日に申立人が本件番組のプロデューサーと会い、申立人が本件番組の内容や、本件番組における申立人の扱われ方、すなわち他の出演者からの度重なる性的な言動があったことにより申立人が長年苦しんできたこと及び番組を降板する意向をプロデューサーに伝えたことがあった。二人が会った際の録音反訳が申立人により資料として委員会に提出されている。それによれば、同日に申立人が本件番組に関連して深刻に悩んでいることをプロデューサーが初めて知って驚いていることがわかる。

また、その翌日の13日に、二人は今度は電話で話をしており、その電話録音の反訳が申立人により資料として委員会に提出されている。それによれば、前日に相談を受けた申立人による降板の意向を受けて、プロデューサーが、(他の理由もあるかもしれないが)ともに本件番組を作ってきた申立人が降板することを重く受け止めて、本件番組自体を2022年3月で終了させると判断したことが窺える(そして、本件番組は実際に同月で終了している)。

これらの2021年11月12日及び13日の出来事からすると、あいテレビは、申立人が長年悩んできたことを知ってすぐに本件番組を打ち切る判断をしており、少なくともその点において真摯に対応していると認められる。

本件番組が始まった当時、申立人が他の出演者による性的な言動に悩んでいることを、あいテレビに伝達したことがあったか否かについて、前述のとおり当事者間に争いがある。しかしながら、2021年11月の事後的な出来事から遡って考えると、もし、申立人が深刻に悩んでいることが伝わるようにあいテレビにもっと前の時期に相談をしていたら、あいテレビは相応の対応をしていたと推測できる。そうすると、同月より前の時点では、少なくとも深刻さが伝わるような形で申立人があいテレビに相談をしていたと認めることは困難である。申立人の主張によれば、たとえば、本件番組の開始から間もないころ、本件番組の収録直後に、申立人が「今日も下ネタばかりだったね、収録は本当に疲れる」と言ったのに対し、プロデューサーが、「そうやなあ、ありがとうお疲れ」と軽く受け流したやりとりがあったという。あいテレビはこのようなやりとりがあったこと自体を否定しているため、実際にそのようなやりとりがあったのか否か、仮にあったとしてどのような状況だったのかは不明である。しかし、仮にそのようなやりとりがあったとした場合でも、

交わされたとする言葉（前記プロデューサーの返答でやりとりが終わったと考えられる点も含む）からすると、収録直後のあわただしい状況下での簡単なやりとりであったと推察され、深刻さがいテレビ側に伝わらなかったと考えられる（なお、本件番組では、2カ月間の放送で用いる番組の収録を1回でまとめて行っていたなど、そもそも関係者が集まる時間が限られており、出演者が自分の思いをあいテレビに伝える機会も少なかったと考えられ、このことが本件のような問題が生じた背景の1つとなった可能性がある。この点についてはⅢ-2で後述する）。

イ 申立人のメールやブログに基づく判断

申立人の本件番組関係者とのメールのやりとり及び申立人のブログが、あいテレビにより委員会に提出されている。これらは当時存在した客観的資料である。これらの資料からすると、少なくとも外部からは、申立人は、本件番組を好意的に評価していたように見える。

たとえば、申立人は、本件番組のプロデューサーに対し、番組200回の放送について多くの人から反響を聞いたことを伝え、自分にとって嬉しい記念の回となったとして感謝の意を伝えるメールを送っている。さらに、申立人のブログでは、たとえば、本件番組が始まってから1年近くが経過した2017年3月に、自分の着物姿の写真とともに、「お腹をかかえて笑ったり、涙が出るほど笑ったり、…って、笑うだけか〜い💧 と思われるかもしれませんが笑 本当に楽しい内容でしたよ💎 毎週火曜日放送中です。ぜひご覧くださいませ💕」といった絵文字入りのメッセージを載せていた。あいテレビは、これらの資料に基づいて、申立人が本件番組に悩んでいたとする主張自体の信憑性に疑問を投げかける。

これに対し、申立人は、たとえば、ブログは仕事上の情報発信ツールであり演出されているものであって、真実が書かれているわけではないと主張する。確かにブログにはそのような性格があり、ブログで示された内容が申立人の真意を示したものとは限らない。しかしながら、外部からの見え方として捉えた場合、メールやブログには本件番組に対する申立人の積極性や好意的評価が窺われる以上、本件番組が申立人の意に反していたという申立人の真意に放送局が気づくのは難しかったと考えられる。

前述のとおり、申立人は、内心で著しい不快感や嫌悪感を抱きながらも、収録現場の人間関係の悪化等を懸念して、「加害者」に対する抗議や抵抗ないし放送局に対する申告をしにくかったと考えられる。それゆえ、上記で指摘したようなメールやブログがあることをもって、申立人が本当には悩んでいなかったとするあいテレビの主張を委員会は採用しない。しかしながら、本件では、申立人からの申告がなかったという消極的な状況にとどまらず、上記例のように、メールやブログからは積

極性や好意的評価が少なくとも外見上窺われる。そうすると、一般的に被害者がハラスメントを申告することの難しさを踏まえたとしても、本件においては、本件番組の内容や申立人の扱われ方が申立人の意に反することを、前述した2021年11月の出来事より前にあいテレビが気づいていたとは言えず、また気づかなかったことに過失があったとは言えないと判断する。

ウ 総集編に関する検討

本事案の審理対象は、申立日から放送が遡って1年以内の本件番組であるが、その中で、2021年3月23日放送分の総集編は、過去に放送された本件番組のうち、いわゆる下ネタに関するものをまとめて編集したもので特に問題のある表現を含むと考えられる。そのため、あいテレビが申立人の意に反することに気づけたか否かについて、総集編について個別に検討しておくこととする。

この総集編では、「〇〇ちゃんもなかなか床上手でしょ」、「一日中欲しがってる。やっぱり〇〇ちゃんだよそれ。一日中欲しいって。」(野鳥の鳴き声が、「〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、アッチイッテエッチしょ」と言っているように聞こえるというエピソードに続けての発言。〇〇には申立人の名前が入る)と出演者が発言する場面などがある。また、番組のナレーションやテロップで、申立人も含めて「エッチな鶴ツルトリオ」と描写している。このように、この総集編には一般的な性的話題にとどまらず、申立人自身が性的なことを好むかのように決めつけるような言動がいくつか含まれており、悪質と考えられるという意見が複数出された。申立人がヒアリングで述べたとおり、このようなことを言われて嬉しい人はいないであろう。

とはいえ、まず、上で指摘した言動等は、あくまでも放送される番組内でのやりとりやナレーション、テロップである。発言者も言われる側も、視聴者を意識した演出として行っており、冗談として発せられていることがわかるものである。それゆえ、日常の職場などで同じ表現が被害者に向けられる場面であれば、「このようなことを言われたら言われた本人は嫌なはずである」と気づける場合などとは異なる(なお、本件番組中のやりとりは、そもそもの設定からお酒を飲みながらの羽目を外した会話であって、視聴者もそのようなやりとりを真に受けることはないから、悪質といった評価も妥当しないとする委員の意見もあった)。

次に、この総集編に関しては、申立人が当時問題にはしていなかった(少なくともあいテレビには問題視していることを伝えていなかった)と認められる。すなわち、放送翌日に申立人が、本件番組の撮影・編集カメラマン宛にメールを送り、その中で、「昨日の放送内容は、鶴ツルだからこそOKな内容でしたね(笑) 一歩間違えらるとお下品、セクハラになってしまいそうな内容を、編集の仕方や音、画像や字幕スーパーで上手にポップにしていると思います。」と伝えている。申立人が主張し

ているとおり、内心では嫌悪感を抱きながらも、フリーアナウンサーという弱い立場ゆえにこのような表現をあいテレビ向けに用いただけの可能性もある。とはいえ、メールの受け手である番組関係者の立場からすれば、この総集編の内容が申立人の意に反していたと気づくのは困難であったと考えられる。

なお、申立人が総集編の感想を伝えたこのメールについて、申立人が総集編を実際に見たうえで出したものか否かについて争いがある。申立人は、県外在住であり実際には放送を視聴していなかったが、友人から放送内容を聞いたため、言葉を選びながら皮肉と非難の意味を込めてメールを送ったと主張している。この点に関連してあいテレビが委員会に提出した資料によれば、申立人が出したメールには、総集編のエンドロールのキャプチャー画像が添付されていたことがわかる（なお、申立人は、知人の外部スタッフからエンドロールに現れる肩書を修正するように依頼されたので、その部分だけを見たにすぎないと説明している）。このように画像がメールに添付されていたことからすると、このメールを出した当時、申立人は少なくとも実際に総集編を見ることができている状態にあり、また、メールを受け取ったあいテレビ側としては、申立人が番組を見たうえで感想を伝えてきたものと受け止めたであろう。

以上からすると、総集編について、あいテレビが申立人の意に反することに気づくことができたとは言えず、その点についてあいテレビに過失があったとは言えないと考える。

(3) 申立人の人格の尊厳を否定するような言動があったか

次に、本件番組に、深夜バラエティー番組として社会通念上許容される範囲を超える性的な言動があり、または申立人の人格の尊厳を否定するような言動があったと言えるかを検討する。前述のとおり、そのような内容の番組は、申立人の意に反していることにあいテレビが気づけたか否かという観点とはかかわりなく、放送を控えるべきであったと言えるからである。

この点、(2)ウでは、申立人の意に反することにあいテレビが気づけたかという観点から総集編を検討したが、ここでは、別の観点（社会通念上許容される範囲を超える性的な言動があったか、申立人の人格の尊厳を否定する言動があったかという観点）から、特に問題のある表現を多く含んでいたと考えられる総集編に焦点を当てて検討する。

(2)ウで取り上げたような表現は、前述のとおり、一般的な下ネタや性的な言動にとどまらず、申立人に向けられている点で悪質と考えられるとする意見が複数出された。これらの表現をどのように評価すべきかについては、放送を控えるべきだったとする意見もあったものの、委員会において意見の一致はみられなかった。

表現内容を取り上げて放送局の責任を問うことは表現の自由に対する制約につながりうること、通常のセクシャルハラスメントが問題となる事案でも「被害者」の意に反するか否かが問題とされることを踏まえるならば、「被害者」の意にかかわりなく表現だけを取り上げて問題ありとすることには、委員会としては謙抑的であるのが妥当であろう（「被害者」の意にかかわりなく表現だけに着目する場合には、言動が向けられた「被害者」に該当する者の意図をいったん脇におく結果、その者が、その言動を本当に問題視していない場合やむしろ積極的に捉えている場合なども含まれうることになる。そのような、言動が向けられた当事者すら問題にしていないうちに、委員会が特定の表現に問題があったと後から判断することには謙抑的であるのが妥当であろう）。もちろん、関係する言動の当事者が問題にしていなければ、いかなる言動も許される訳ではないが、人権侵害が成立するのは、余程ひどい表現の場合に限定するのが妥当であろう。

この点、本件番組において申立人に向けられた下ネタや性的な言動は、総集編での上記例にみられるように眉をひそめたくなるようなものを含む。委員会の議論では、このような下ネタや性的な言動が、繰り返し特定の出演者に向けられること、そしてそれが放送を通じて広く伝えられること自体が大きな問題であるとの指摘があり、中には別途記載のあるとおり、本件で人権侵害が成立するとの少数意見もあった。その一方で、これらの言動は、趣味の良しあしはともあれ冗談として行われたものであり、言動が向けられた出演者も冗談として受け止めていると見る視聴者も多いのではないかとの意見もあった。

これらの諸点を総合すると、本件番組に、深夜バラエティ番組として社会通念上許容される範囲を超える性的な言動があり、または申立人の人格の尊厳を否定するような言動があったとまでは言えないと考える。

(4) 2021年11月19日の収録及びその後の放送

前述のとおり、2021年11月12日時点で、本件番組について申立人が深刻に悩んでいることがあいテレビに伝えられた。それ以前に申立人の本心にあいテレビが気づけなかったことについては、申立人のメールやブログからは本件番組に対する積極性や好意的評価が少なくとも外見上窺われることなどに照らし、あいテレビに過失があったとは言えないと考えられる。他方、その時以降、あいテレビは本件番組が申立人の意に反する内容を含んでいることを認識していたことになる。そこで、それ以降のあいテレビの対応に問題がなかったかについて検討する。

ア 収録までの経緯と収録の状況及び当事者の主張

2021年11月12日の申立人と本件番組のプロデューサーとの話し合いにお

いて、申立人は番組降板の意向を伝えたが、本件番組は、その翌週の同月19日に収録を予定していたことから、申立人が引き続きその収録に参加するか否かが二人の間で検討された。12日の話し合いの場及びその後の申立人とプロデューサー間での電話やメールでのやりとりの結果、プロデューサーが、「収録現場から卑わいな話題、不快な話題は排除」すること、及び、その点を「出演者にも徹底」し、「万が一収録時、口にしてしまった場合」には放送しないことを約束したことなどを踏まえて、19日の収録には申立人も参加することになった。

しかし、19日の番組収録の場で、出演者から申立人に対して、申立人の衣装や髪型などをからかうような発言がなされ、あるいは、あいテレビから今後は下ネタを抑えるように言われたことを出演者がネタにする発言がなされるなどした。

この収録について、申立人は、事前に約束された条件が守られなかったと主張している。それに対し、あいテレビは、11月17日に、プロデューサーからタレントの所属事務所に対し、「次回收録時から、いわゆる“下ネタ”をなくし、楽しい笑い（良い話の感動）とちょっと良い話の番組を改めて目指したいと思いますので、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。」というメールを送り、他の出演者にも口頭で連絡をしたと主張している。また、申立人から健康を害した理由は大変デリケートなことであるため、広くアナウンスしたり、詳細な説明はしないで欲しいと要望されたため、真の理由は明かさない内容のメールにしたと説明している。加えて、あいテレビは、申立人の衣装や髪型などをからかう発言については、申立人から不快であったという申し入れがあったことを受けて放送では全てカットしたと主張している。

イ 委員会の認定と評価

2021年11月12日に申立人とプロデューサーが話をした際に、プロデューサーが、申立人の降板理由について出演者やスポンサーへどのように説明をするかは申立人の希望どおりにする旨申立人に伝え、申立人はいったん持ち帰って検討することになった。翌日の申立人からプロデューサーへのメールで、「降板理由は『健康上の理由』とし、左記説明の対象範囲は告知の必要と義務がある関係者等のみとする事とし、上記『健康上の理由』以外の詳細な説明は一切しないことを条件とする事」が伝えられた。

申立人が、降板にあたって本当の理由を告げないようにあいテレビに依頼したことを受けて、あいテレビは、出演者に連絡をするにあたり本当の理由、すなわち、下ネタを抑える理由が申立人からの深刻な申し出があったためであることなどを伝えなかった。そのこともあって、同月19日の収録の場で出演者が申立人の服装や髪型などをからかったり、下ネタを抑えるようあいテレビから言われたことを出演

者が番組内でネタとして使うことになるなど、出演者が問題を深刻に受け止めず、軽い取り扱いにすることにつながったと考えられる。

申立人は、「健康上の理由」であることは関係者に伝えてよいと言っていたが、あいテレビは、申立人が伝えてもよいとしていた降板理由も伝えなかった（申立人から降板の申し出があったことも伝えなかった）ことになる。しかしながら、あいテレビは、申立人の立場を慮ってその点を他の出演者に説明しなかったと考えられるから、その点をあいテレビの落ち度と捉えて人権侵害を認定するのは妥当ではないであろう。また、出演者の申立人をからかう発言は、「万が一収録時、口にしてしまった場合」には放送しないという約束に沿って放送時にはカットされていることからすると、この点についてもあいテレビの対応に問題があったとまで言うことはできない。

では、下ネタを控えるようにあいテレビから言われたことを出演者が番組でネタとして使った場面を、あいテレビが放送した点はどうか。

ここで問題となる具体的なシーンは、2021年最後の放送分の番組の終わり際に、「来年もいい年にしましょう。今年も1年ありがとうございました」と出演者同士が言ってお互いに頭を下げてあいさつをした後に、タレント出演者が視聴者に向けて、「ご覧をいただいたみなさま方、本当に今年1年ありがとうございました。来年は改心して下ネタを少し控えようと思いますけど、もし控えたときにつまんない、元に戻してくれと言うんだったら一筆書いてください。そのとおりにいたしますから」と笑いながら伝えるというものである。視聴者目線でこの発言を捉えた場合には特に問題はない。とはいえ、申立人の目線からこの場面を見た場合、あいテレビは、申立人が深刻に悩んでいることをすでに知りつつ、この場面を放送したことになる。その点を捉えて、この部分の放送には問題があるのではないかという指摘も委員会での議論では出された。とはいえ、ヒアリングにおけるあいテレビの説明、すなわち、これはコメディアンであるタレント出演者なりに、ジョークを交えつつ『鶴ツル』として下ネタ決別宣言を行ったものであるとの説明（あわせて、万が一下ネタを希望するという視聴者意見が実際に来たとしても、プロデューサーとしては下ネタを扱う気は一切なかったというあいテレビの説明）にも一理あると考えられる。加えて、2021年11月の収録後に申立人とプロデューサー間でメールやメッセージでなされたやりとりを見ると、衣装や髪型について申立人が問題を指摘し、あいテレビがその部分はカットし放送されていないとわかる（下ネタを控えることをネタにした部分を申立人が問題として指摘したとは認められない）。これらの事情に照らすと、この場面をあいテレビが放送したことをもって、あいテレビに人権侵害があったと評価することはできないと考える。

(5) 小括

以上検討したとおり、2021年11月12日に申立人がプロデューサーに話をするまでは、あいテレビは、本件番組の番組内容が申立人の意に反すると気づいておらず、かつ申立人のメールやブログ等において本件番組に対する積極性や好意的評価が少なくとも外見上窺われることなどに照らすならば、気づかなかったことに過失があったとは言えない。また、本件番組に、深夜バラエティー番組として社会通念上許容される範囲を超える性的な言動があり、または申立人の人格の尊厳を否定するような言動があったとまでは言えない。さらに、申立人から深刻な悩みを打ち明けられて以降の対応について、あいテレビに人権侵害と言えるような問題があったとは言えず、本件において人権侵害は認められない。

3. 放送倫理上の問題の有無

(1) 放送基準

本件放送当時の放送基準(「民放連 放送基準解説書2014 2017補正版」)では、「第8章 表現上の配慮」として、「(48) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける」と規定しており、視聴者に不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現、公序良俗に反するような表現は避けることとされている。また、「第11章 性表現」として、「(73) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する」と規定しており、解説文では、「性に関する事柄は、家族がそろって視聴した場合、露骨な表現描写をすることによって困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。性描写の許容範囲は、社会環境の変化に対応して常に変動していくが、放送の社会的影響力を考慮し、節度を持って表現する。特に、児童・青少年が視聴する時間帯での配慮が求められる」とされている。

基本的に放送基準は視聴者目線を意識したものであり、特に子どもや青少年が視聴する時間帯での配慮を求めている。

本件番組では、審理対象となる申し立てられた日から1年以内に遡った2021年2月以降の放送分に、すでに触れたような申立人に向けられた下ネタや性的な言動も含むほか、肛門や夢精を話題にして悪ノリをするなど、眉をひそめるような内容が含まれているのも確かである。

しかしながら、本件番組は深夜バラエティー番組であり、一般的には家族が揃って視聴する時間帯の放送ではないこと、時間帯の割には比較的高い視聴率をあげて長年にわたって続いてきていたのに、番組内容に関する視聴者からの苦情があいテレビに伝えられたことを示す資料も認められないこと、問題となる表現が、コメディアンであるタレント出演者による笑いをとることを主眼としたドライな印象の

表現であり、いたずらに性欲を刺激する内容ではないこと、をそれぞれ指摘することができる。また、人権侵害の有無について判断した時と同様に、表現そのものをとらえて検討する際には表現の自由もかかわるため、放送倫理上の問題として検討する場合にも謙抑的に臨むのが妥当と考えられる。これらの事情を踏まえるならば、表現のみを取り上げたうえで、本件番組について、委員会として放送倫理上問題があると判断するのは妥当ではないと考える。

また、申立人に向けられた下ネタについては、委員会での議論において、下ネタ発言を嫌々聞かされながらうまくあしらわざるをえなかった自己の過去における経験を想起させられて困惑するという委員の意見もあった。他方で、申立人がうまくタレント出演者による下ネタ発言をあしらって対応しているように見え、トークショーとして、発言する方も言われる方もその場の演出としてやりとりをしているように見えるという複数の意見があった。これら複数の意見もあったことを踏まえると、その表現を取り上げて放送倫理上問題があると判断することには、やはり躊躇せざるをえない。

(2) 申立人の意向を踏まえた検討

(1) で放送基準に照らした検討を行ったが、そこでは申立人の意向とは別に、視聴者の観点から本件番組について検討した。そのため、次に(2)では、申立人の意向を踏まえた検討を行う。

放送倫理は放送局に向けられた規範であるから、人権侵害の有無を検討する際にも前述したとおり、放送局に放送倫理上の問題があるというためには、申立人の意に反していたことに放送局が気づいていたか、あるいは気づけたと言える必要がある。

この点、人権侵害の有無の項目においてすでに検討したとおり、2021年11月に申立人が深刻に悩んでいることを伝えるまでは、本件番組が申立人の意に反することをあいテレビは気づけなかったと考えられる。

もともと、本件番組は、台本もなく流れに任せて収録していくという方針であったこともあり、回を重ねるごとに出演者間で相手に対して「ここまで言っても許されるだろう」と考える範囲が広がっていき、申立人に対して向けられる下ネタや性的な言動なども、冗談として言う分には許されると他の出演者が考える範囲が次第に広がっていったように思われる。発言者としては冗談のつもりでも、聞き手がどのように受け止めるかは別問題である。申立人は本来セクシーさを売り物にしているタレントなどではないことを踏まえると、そういった表現の受け答えが辛かったと述べる申立人の心境は非常に理解できる。

とはいえ、繰り返しになるが、申立人自身が述べるように、申立人はそのような悩みが外部からはわからないようにしており、また、すでに指摘したとおり申立人の番組関係者に対するメールや申立人のブログからは、かえって申立人の積極的姿勢が、少なくとも外部的には窺われる。

申立人の上記のような心境を慮って、放送倫理上の問題として取り上げる場合には、放送局が出演者の真の意向に気づけたか否かを放送局に厳しく判断することも考えられないではない。審理の過程では、放送倫理上の問題があるのではないかとの意見も複数あった。しかしながら、申立人自身も外部からは悩みが決してわからないようにしていたという状況などを踏まえると、申立人が、実際には悩んでいたと後から申告があったことを捉えて、遡って放送局に気づけたはずだと評価するのは放送局に酷であろうと考える。

この問題は、過去の特定の言動が問題であったというより、前述のとおり本件番組が回を重ねていくことで事態が次第に深刻化していったことに起因していると考えられ、制作現場における構造上の問題とも言えることから、あいテレビの放送倫理上の問題として取り上げるより、後述する要望の問題として取り上げるのが妥当と考える。

(3) 出演者への配慮

出演者の身体的・精神的な健康状態に放送局が配慮すべきことは社会通念上当然のことであり、場合によっては契約の付随義務等として法的な義務ともなるのであり、出演者へのこうした配慮は放送倫理の当然の内容をなすものと考えられる（委員会決定第76号「リアリティ番組出演者遺族からの申立て」）。

この点に関連しては、人権侵害の有無の項目においてすでに検討したが、あいテレビは、申立人が本件番組における下ネタや性的な言動について深刻に悩んでいることを申告されてからは、直ちに下ネタをやめるよう出演者に伝え、収録時に申立人が不快であったと伝えた部分についてはカットして放送しない措置をとっている。

たとえば、2021年11月19日の収録現場において、他の出演者が申立人からかう場面を番組スタッフが目にした時点で、申立人を守る観点から収録を途中で即座にストップするなどの措置をとればよかったかもしれない。しかしながら、リアルタイムで推移していくやりとりを目の前にしながら、瞬時に対応することは容易ではなかったと考えられる。そのため、そのような対応をしなかったことに放送倫理上の責任を見出すことも困難であり、出演者に対する配慮について、放送倫理上の観点から問題があったというほど欠けていたとは言えないと考える。

ただし、出演者に対する配慮の点について要望の問題として取り扱うのが妥当であり、その点は後述する。

(4) 小括

以上のとおり、放送基準や申立人の意向に照らしての検討及び出演者への配慮という観点を踏まえた検討の結果、本件では放送倫理上問題があるとまでは言えないと考える。

III 結論と要望

1. 結論

以上の検討を踏まえ、放送局の規範違反の有無が問われる人権侵害あるいは放送倫理上の問題について、委員会は、前者については侵害なし、後者については問題があるとまでは言えないと判断した。

本件の不幸は、申立人が内心では深刻に悩んでいたにもかかわらず、そのことが外部からはわからないように申立人が番組収録では演じてしまい、その際の申立人の「演技」が優れていたために外部からはわからなかった点、また、申立人の本件番組担当者とのメールのやりとりや申立人のブログでも、申立人の悩みが外部からはわからない状況にあった点及び2021年11月に申立人が深刻な悩みをプロデューサーに伝えた際に、本当の理由を関係者に言わないように依頼した点にある（もとより、申立人がとったこれらの言動について、申立人に落ち度があったなどと委員会が考えているわけではない）。

もっとも、本件における申立人のように、番組を降りる覚悟をもってそのことを放送局に伝えなければ番組に関する深刻な悩みを打ち明けられないとすれば、そのこと自体、出演者のみならず放送局にとっても不幸なことである。放送局による出演者に対する日頃の積極的なケア、あるいはジェンダーバランスに配慮した人員体制などが事前に確立していれば、本件のような事態は回避できたかもしれない。そういった対応を放送局に求めることは、放送倫理の問題というよりも、職場環境や、より一般的に社会構造上の問題であって、よりよい放送を目指す観点からの今後の課題ないし望ましい状況整備の問題と位置づけられよう。そこで、その点について、項を改めて次に論じる。

2. 問題点の指摘と要望

本件で問題となった下ネタや性的な言動が番組内のものであったことについて、本決定では、本件番組が申立人の意に反していることにあいテレビが気づくことが

困難であったという観点、したがってあいテレビに有利な事情として斟酌した。しかし、番組内での言動であったという点には別の側面もあることに留意が必要である。すなわち、冗談としてであれ、言動が繰り返されることによって、冗談を言われる側は、そういった冗談を投げかけてもよい人物であるかのように役割が位置づけられ、そういった立場を背負わされることになる。それがテレビ放送を通じて公開されることは、内心では意に反していると考えている者を極めて辛い立場に追い込むことになるということである。放送局としては、そういった状況を招かないようにするための積極的な環境の整備が望まれる。

また、本件番組で問題になった言動は、これまでも繰り返し指摘したように、一般的な性的話題にとどまらず、申立人自身が性的なことを好むかのように決めつけるようなものを含んでおり悪質であるとの指摘が委員会で複数出された。前述のとおり、表現内容を取り上げて委員会として否定的評価を出すことに対しては謙抑的であるのが妥当と考え、委員会は、人権侵害あるいは放送倫理上の問題があるとの結論は出さなかった。この判断は、放送局の自主的な判断に委ねることによっても、将来における同様の問題の発生を回避できるはずであるという放送局への期待を含んでいる。放送局には、こういった表現を放送することが、ハラスメントに対する人々の問題意識が高まってきたとりわけ今日において、果たして適当か否か、よくよく考えていただきたいという意見も委員会の議論で複数出された。

フリーアナウンサーとテレビ局という立場の違い、あるいは男性中心の職場におかれた女性の立場というジェンダーの視点に照らすと、本件において申立人は圧倒的に弱い立場にあった。あいテレビは、申立人は自分に意見があれば物怖じせずと言う人であると主張している。確かに一般的にはそのような人もいるであろうが、放送局側はそのような思いが強かったために、申立人が構造的に弱い立場にあるという視点、あるいは有力なタレント出演者との関係でも申立人が自分の意見を遠慮なく言えたのかといった視点を欠いていたように思われる。

また、ジェンダーの問題についても、職場環境におけるジェンダーバランスが適切にとれていれば、そもそも今回のような問題は生じなかった可能性がある。たとえば、本件番組のスタッフは、約10名のうち女性は1名のみであることが通常であった。また、考査担当は4名いたが全員男性であった。そのような現場や考査の組織的な人的構成でジェンダーバランスがとれていれば、下ネタや性的な言動が本件番組ほどになされることはなく、とりわけ、申立人に対して向けられる性的な言動への歯止めもかかったのではないか。さらには、下ネタを特集した総集編を制作するような番組作りもなされなかった可能性がある。

すでに指摘したとおり、本件番組では、2カ月間の放送で用いる番組の収録を一度でまとめて行うなど時間が限られていた。番組制作者と出演者とが意思疎通をす

る機会自体が少なく、出演者が自分の思いをあいテレビに伝えられる機会が欠けていたと思われる。このような過密なスケジュール自体、可能であれば見直しが望ましいし、仮にある程度はやむを得ないとしても、そのような場合には、なおさら出演者の思いを放送局側が積極的にすくい上げる必要性を認識し、そのための仕組みづくりが望まれるであろう。

下ネタや性的な言動によって男性が女性をからかい、からかわれた女性は、内心では挫折、疲労、ときには恐怖を感じながらも軽く受け流すしかないといった場面は、社会のいたるところでこれまで多く繰り返されてきたし、今でも様々な場所で行われているであろう。先進的な取り組みをすることで社会の範を示すことが望まれる放送局のあり方としては、本件のような事案を教訓として、降板するほどの覚悟がなくても出演者が自分の悩みを気軽に相談できるような環境やジェンダーに配慮した体制を整備したうえで、日ごろから出演者の身体的・精神的な健康状態に常に気を配り、あるいは問題を申告した人に不利益を課さない仕組みを構築するなど、よりよい制度を作るための取り組みを絶えず続けるよう要望する。

最後に、本要望は本件番組を前提にしたものであることから、直接的にはあいテレビを対象としている。しかしながら、ここで論じてきた基本的な問題点は放送業界全体に共通する面があると考えられる。それゆえ、放送業界全体が、本事案を単に他社の事例と位置づけるのではなく、自社の環境や仕組みを見直し、改善していくための契機とすることを願うものである。

IV. 補足意見及び少数意見

本決定には、曾我部真裕委員長、水野剛也委員よりそれぞれ補足意見が、國森康弘委員より少数意見がある。なお、「補足意見」とは、委員会決定と結論が同じで、決定の理由付けを補足する観点から書かれたものであり、「少数意見」とは、委員会決定とは結論が異なるものである。

1. 曾我部真裕委員長の補足意見

委員会決定には、「職場環境におけるジェンダーバランスが適切にとれていれば、そもそも今回のような問題は生じなかった可能性がある」との指摘がある。委員会の決定は、あくまで被申立人であるあいテレビに向けられたものであるが、今回の決定で扱われた問題は他の放送局の関心事ともなるべきものである。そこで、委員会の決定が多く放送関係者の目に触れるものであることを踏まえ、「放送とジェンダー」に関する近年の状況についてできるだけ簡潔に紹介し、各局の参考に供しておきたい。

まず、番組のテーマ選びやその内容に、テレビ局の組織体制は影響することが指摘されている。この点は障害者や外国人など他の多様性に関わるテーマを通じて重要であるが、ジェンダーに関していえば、セクシズムやジェンダー・ステレオタイプな表現の背景には「メディアの送り手に女性が少ない」ことが指摘されている（林香里・田中東子（編）『ジェンダーで学ぶメディア論』（世界思想社、2023年）111頁 [北出真紀恵]）。

多様性（以下ではジェンダーに焦点を当てる）については、オンスクリーンとオフスクリーンとの両面で議論されている。オンスクリーン、つまり、放送に登場する人物の多様性については、最近、重要な調査が行われており、テレビの登場人物の6割は男性で、女性は4割に過ぎず、しかも若い女性に偏っていること、肩書のある登場人物には男性が圧倒的に多いことなどが示されている（青木紀美子ほか「調査報告 テレビのジェンダーバランス」放送研究と調査72巻5号（2022年）2頁）。

オフスクリーン、つまり、放送局で働く人々の多様性については、2021年の民放各社の管理職に占める女性割合は15.3%、NHKでは11.1%である（男女共同参画白書（令和4年度版）10-6図）。編集トップの女性割合はさらに小さい（阿部るり「放送局とジェンダーギャップ～現状と課題」民放online2022年8月8日）。他方、制作会社に関しては、小規模な会社ほど女性割合が高く、また、女性は非正規社員の割合が高いという（林香里ほか（編）『テレビ番組制作会社のリアリティ』（大月書店、2022年）257頁 [国広陽子・花野泰子]）。こうしたテレビ局での状況は民間企業一般と比較して特に悪いわけではないが、女性が絶対的な少数者であることには違いはない。

次に、諸外国でもこれまで大同小異の状況であったところ、近年、自主的な取り組みが進んでいる。イギリスBBCは番組に出演するキャスターや記者、専門家らの男女比を50%ずつにすることをめざす「50:50 (フィフティ・フィフティ) The Equality Project」を続けている。また、報道部門に限ってであるが、同社の女性比率は47%だとのことである(朝日新聞GLOBE 2021年6月11日)。アメリカでは、3大ネットワークがそれぞれ、組織やコンテンツの多様性向上の具体的な目標などを示した上で、経営トップがコミットメントを示して改革が進められており、オンスクリーンとオフスクリーンとの両面で実績の調査・公表も行われているという(青木紀美子ほか「メディアは社会の多様性を反映しているか③ 将来に向けた危機感を問う アメリカの事例と専門家の提言」放送研究と調査73巻1号(2023年)64頁)。日本でも、朝日新聞社が2020年に「ジェンダー平等宣言」を発し、組織と紙面との双方につき数値目標の設定と実績の公表を行うなどの取り組みがある。

ところで、性的な内容のものを含め、いわゆる低俗番組批判の歴史は古い。放送界は、各局での取り組みのほか、ほかならぬBPOの設立につながるまでの一連の取り組みを通じて、こうした批判に対して地道に応え、大きく改善されてきたことは事実である(BPOウェブサイト「現在までの歴史」や、低俗番組批判に基づく法改正を含めた詳しい研究として、村上聖一『戦後日本の放送規制』(日本評論社、2016年)参照)。

しかし、前述したところからすれば、今日、公共的な存在である放送局に求められていることは、低俗番組批判にこれまでのような対応をしていくことだけではないだろう。そこから進んで、視聴者の関心に応えるという名のもとに社会に存在する偏見をただ再生産するのではなく、社会の多様性を番組に反映し促進していくこと、そしてそのための組織を整えること、こうした方向に向かって自主的な取り組みを進めることが期待されるのではないだろうか。

2. 水野剛也委員の補足意見

決定文の以下の指摘に関連して、環境整備もさることながら、各放送人の意識こそを重要視する立場から、補足意見をのべる。

回を重ねるごとに……申立人に対して向けられる下ネタや性的な言動なども、冗談として言う分には許されると他の出演者が考える範囲が次第に広がっていったように思われる。(17ページ)

自分なりに表現し直すと、あいテレビには「油断」、「思い込み」があったのではない。長年のつきあいを通じて、申立人と肝胆相照らす仲、放送局の言葉では「信頼関係に基づく対等で良好な関係」が確立していた、と安心して切っていた。それゆえに、つねに明るく、仕事に積極的な申立人は、番組出演のすべてを「心から楽しんでいる」、「不快感や苦痛など、いただいているわけがない」と決めつけていなかっただろうか。

象徴的な事例が少なくとも2つある。コメディアン出演者がアダルト・ビデオの監督の口調を真似しながら、小型カメラで申立人の脇の下付近を接写した場面(2020年1月7日放送回、同年3月31日・2021年1月12日放送回でも一部再放送)と、背後からドレスのファスナーを下げ背中付近を接写した場面(2020年3月3日放送回)で、いずれも、その様子とともに小型カメラで接写された申立人の映像が使われている(いずれも申立てからさかのぼって1年以上前の放送で審理対象外、日付は放送局・申立人が提出したDVDと文書にもとづく)。

いくら飲酒をとまなう、台本のない深夜バラエティー番組内の悪ふざけでも、またいくら親密で全幅的に信頼・理解しあえる間柄でも、通常の市民感覚として、とくに異性に対してこうした行為には及ばないし、及ぶにしても、一応の了解を得るなど、本人へ何らかの意思確認をしてしかるべきだろう。

しかし、こうした演出や放送内容について(審理対象分も含め)、事前・事後ともに、謝辞・感想・あいさつなどを伝える日常的・儀礼的なやりとりを越える真剣な態度で、放送局が申立人の意向を尋ねていた形跡は見られない。さほどに、いかなるときも本音を言いあえる、心を許した関係にある、と思い込んでいたのではないか。

もちろん、出演者に不利益を与えることを、放送局はけっして望んではいなかった。ヒアリングによれば、僧侶である別の出演者に対しては、番組内での他者の発言が失礼にあたらないか、確認することがあったという。

だからこそなお、同じような配慮がフリーアナウンサーである申立人にもむけられていれば、と悔やまれてならない。

決定文が要望する種々の環境整備はもちろん大切だが、実際に放送に携わる各人の意識も同じように、あるいはそれ以上に重要だ。「問題などあるわけがない」という先

入観や過信は、それ以外の可能性を最初から排除してしまうからだ。そもそも気づこうと思わなければ、気づきようもない。

とはいえ、かくいう自分も、ヒアリングで直接お目にかかるまでは、申立人の心痛について一抹の疑念をぬぐい切れていなかった。それほどまでに、番組やメール・ブログでの申立人の立ちふるまいは、プロフェッショナルとして見事だったのだ。彼女の辛苦に気づけなかった放送局だけを、安易に責めることはできない。

人の心の内は、外からうかがい知ることなどできない。自戒も込めて、このことを肝に銘じておくべきではないだろうか。

せっかくの要望や対策が、仏作って魂入れず、にならぬように。

3. 國森康弘委員の少数意見

(1) はじめに

委員会は本件申立て内容を検証し人権侵害および放送倫理上の問題は認められない、と多数意見として判断している。しかし私は、本件番組に関する問題点を総じて考察すると、申立人へのハラスメント等による人権侵害があったと判断する。

ただ、多数意見による決定文では制作現場における構造上の問題点、すなわちパワーバランスやジェンダーバランスの不均衡、役割の押しつけや決めつけ、意思疎通の不足、業務量の過多などを指摘したうえで、よりよい制度づくりに向けた取り組みをあいテレビに要望し、ひいては放送業界全体における改善も期待しており、これらの指摘と要望に私も多くの点で賛同していることは、まずここで触れておきたい。

(2) ハラスメントの観点から

さて、ハラスメントは本人の意図とは関係なく、その言動が相手を困らせ傷つけることであり、人権侵害にあたる。他者に対する言動がたとえ自分に悪気がなくとも、気づけなくとも関係なく、相手を不当に不快にさせること、尊厳を傷つけること、不利益を与えること、脅威を与えること、心身に苦痛を与えることなどを指す。発生要因としてはコミュニケーション不足、アンコンシャス・バイアス、性別役割分担意識、不適切な業務量、倫理観の欠如が広く指摘されている。

パワハラ防止法では、傷ついたという主観を重視しつつ、一定の客観性も必要であり業務上必要ならハラスメントに該当しないこともある。ただ、本人の意を汲まない一方的な措置であれば、やはり該当する。優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、労働者の就業環境が害されるもの、これらの要素を満たす言動はパワハラにあたる。男女雇用機会均等法を踏まえたセクハラの基準においても、受けた人の主観が重視されるものの一定の客観性は必要となる。つまり平均的な労働者が不快感を覚える、あるいは平均的でなくとも不快で中止を求めているのに繰り返され就労状況に影響する、などが想定されている。

それらを念頭に本件番組を検証する。たとえば2021年3月23日放送分の総集編では、鳥の鳴き声が「〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、アッチイッテエッチしよ」と言っているように聞こえるという出演者の住職の発言があった後、ベテラン芸能人と2人で10回ほどこの文言を繰り返し、「本当、もういい加減にしてほしい」などと制止する申立人に対してベテラン芸能人が「一日中欲しがってる。やっぱり〇〇ちゃんだよそれ。一日中欲しいって」と畳み掛けている。その間、画面には「〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 アッチ イーッテエッチしよ！」や「一日中欲しがってんだ やっぱ〇〇ちゃんだよ」というテロップが入れられている。

同じ総集編では冒頭、「この番組独自の面白さである 下ネタ」というテロップが出演者の発言とともに流れた後、「鶴ツル」と言えばギリギリトークがウリ！」「ちょっとエッチな鶴ツルトリオ」とのテロップとともに、同様の文言がナレーションされている。続いて、ベテラン芸能人が「私床上手なんですよ。なかなか。で、床上手だから。〇〇ちゃんもなかなか床上手でしょ」「だいたいね、床上手、わかるんですよ」と発言。その際、同じ文言をテロップで入れている。さらに、住職が申立人について「かなりね、Sですから」「なんかね、網タイツかなんかはいて…」と発言した際には、「かなりね「S」ですから」というテロップに加えて、申立人が黒色レオタード・網タイツ姿でムチを持つ、顔写真付きのイラストが貼られている。

2021年5月4日放送分ではベテラン芸能人と申立人との間で「いい寿司屋行ったんだ。あのパパに連れていってもらったの？」「えっ？」「パパに、（親指立てて）これに」「違います」とのやりとりがあった。2021年8月3日放送分では冒頭、ベテラン芸能人の「世渡り上手に床上手」という発言とともに、テロップで「青い檸檬と世渡り上手」と挿入。その後、本件放送のメインスポンサーの酒造会社社長が新商品の紹介のために出演したときに、「さすがに世渡り上手床上手」「リキュールが何とも言えないエロスの香りがいたします。素晴らしい世渡り上手、床上手の」など、ベテラン芸能人による申立人に向けての発言が続いた。

申立てまでの1年間という審理期間の対象外となるが、1か月遡った2021年1月12日放送分では、その1年ほど前に放送された場面を一部使っている。制作側が用意したビデオカメラを手にしたベテラン芸能人が「□□（AV女優名）ちゃん、□□（AV女優名）さん。ワキ毛をちょっとみせてもらおうかな」「汗ばんだワキ毛」と、申立人のワキを撮影する模様がその接写映像もまじえ放送されている。その際、「汗ばんだワキ毛 素晴らしい！」などのテロップが入れられている。突然AV女優の真似事に応じざるを得なかったシーンが放送されたことで、申立人は親しい人をはじめ少なからぬ人から批判を受けたという。前年初出の当該放送ではテロップ入りで「じゃあ片乳出しちゃおっかな」とも言われていた。さらに2020年3月3日放送分では、マイクトラブルでつけ直すために退席しようとした申立人にベテラン芸能人が「ここでやってよ」と言い、手伝うかに見せかけておいて衣装のファスナーを下ろし背中を露わにさせた。その際には、スタッフが再び用意したカメラを手にベテラン芸能人が撮影まで行い、背中の接写映像を含め、その模様も放送された。申立人は、制作陣や出演者への不信感が募り、視聴者からの誹謗中傷にも一層苦しむようになった。これらの放送が審理対象期間から少し遡るとしても、内容は性被害的要素をも含むものであり、その傷は長期にわたって被害者を苦しめることになり、背景事情として考慮に入れる必要があると考える。

申立人が被害を訴える通り、また後に詳述もする通り、列挙した例は前記ハラスメントに該当しよう。ただ審理過程において他の委員からは、一般社会ではアウトでも本件はあくまで演出上の言動である、番組内の冗談の範疇におさまる、あるいは、「表現の自由」を制限するべきではない、などの意見が出た。一般社会あるいは職場等でハラスメントにあたるものが、番組内では許されると。

確かに放送上許される演出もあるだろうが、たとえ深夜バラエティー番組であっても許されない演出も当然あるだろう。ファスナーを下ろされて接写される性被害的な場面は言うまでもなく、前述の表現の数々は、申立人が性を売りに世を渡る人物であるかのように、人格に性的な要素を過度に結びつけてイメージを損なうなど悪質である。ましてや本人が下ネタや性的表現に同意をしていない、番組制作のあり方に納得をしていない、そしてスタッフや共演者に不信が募る状況では、申立人にとってより一層深刻なハラスメント被害にあたる。さらに言えば、これらは平均的な労働者が不快感を覚えるか、それを超えるレベルであろう。申立人は、番組の内容や申立人に対する扱いについて親族から不満や不快感を示されたうえ、友人知人からも批判を受けた。また、知らない人からのSNSでの「好き者」といった中傷コメントも増えた。

「表現の自由」に踏み込むのは謙抑的であるべきという多数意見にはうなずける。ただ、政治介入、公権力による「表現の自由」への介入に全力で抗することに委員としても個人としても躊躇はないが、本件のように誰かの人格を傷つけるような表現、誰かの我慢や苦悩の上に成り立つ表現については、弱い立場に置かれた人を守ることを優先すべきと考える。かつてのように一回放送されたら終わりではなく、今日では多くの番組がどこにいても様々な形で何度でも見られ、ネット上では番組や出演者らに対する中傷を含む評価があふれ、それらは半永久的に残る。もしも本人の同意、信頼、納得がないうに、本人が嫌がる表現や人格を傷つける表現をされたならその放送内容は、（ネット上を含め）広く公開され不特定多数の耳目に長くさらされる点において、一般社会や職場よりもはるかに深刻な損害を与えると考えるべきではないだろうか。本件における表現が問題ないと捉えられれば、ハラスメントは助長され番組制作の現場でも一般社会の様々な現場でも被害はなくならずに、苦しみ傷つく人がむしろ増えることが懸念される。

（3）放送局の姿勢について

あいテレビは、社会通念上相当な範囲での、また放送倫理上問題のない範囲での「下ネタ」「お色気」があることが予定されている番組であり、これを理解したうえで本人が起用を求めてきた、と主張する。一方申立人は、そもそも番組開始当初から、下ネタや性的な表現が含まれることに承知はしていないし、同意もしていなかったという。ヒアリング時に申立人が委員会に提出した企画当時の番組コンセプトにも、また

番組ホームページにもそのような表現については記されていない。「酒を酌み交わす」「ちょっと大人の夜」といった文言はあるが、これは企画段階で「ヨルタモリ」（客役であるタモリさんやゲストたち、バーのママ役の宮沢りえさんが軽妙なやりとりをする）のような番組を申立人がプロデューサーに提案したものという。その際、申立人自身は下ネタやお色気などはまったく想定していないし、当然同意そのものもなかったと述べる。（ヒアリングにおいてプロデューサーは「ヨルタモリ」は目指していなかったと述べ、同時に、申立人に面と向かって「下ネタOKなんだね」などの確認はしていないとも発言。）ちなみに、番組予算が少ないとプロデューサーから聞いた申立人は、着物レンタル業の知人に頼み、無償での衣装協力を得た。

しかし、いざ制作が始まると下ネタが散見され、しかもエスカレートしていく。2016年に番組が始まって1年経つころから、それらの辛苦が体調変化としてあらわれるようになってきた。2017年10月5日、申立人はベテラン芸能人に対し、衣装の無償協力をしてきている知人が、衣装が映らないことや番組内容への不満、客からの不評が理由で衣装提供を取りやめた、とする内容を伝え、同時に申立人本人も「女性視聴者から下ネタが多くてあまり見たくないと聞く」と明かした。申立人によると、ベテラン芸能人から「視聴者に下ネタとか番組内容に不満がある人がいるなんてこと絶対に□□（プロデューサー名）さんやスタッフに言ったらダメだよ」などと、30分以上にわたって厳しい言葉を浴びせられたという。降板覚悟でプロデューサーにもその知人の不満等を伝えたところ、「真意確認」とのメール返信があり、「そもそもの番組の始まりは2人だけ（ベテラン芸能人と住職）で2人がメイン、あなたはそれを承知で自分から出たいと言ってきたのではないですか？辞めたいということをしているのですか？番組も始まったばかりで諸事情があり困ります」との内容だったとする。これらのやりとりに申立人は強い圧力を感じ、下ネタや性的な言動がある現場でも、同化や服従、自己欺瞞の道をたどることになった。ただ、耐えきれずに時折、制作陣に下ネタへの拒否の意思表示はしてきたようだ。たとえば、プロデューサーにはある収録直後に「今日もまた下ネタばかりだったね、収録は本当に疲れる」と告げたところ、「そうやなー、ありがとうお疲れ」で終わった。カメラマン兼編集のスタッフにも「女性には下ネタはきつい」と言うと、「まあでも、みんな下ネタ好きやけんね」と笑って返された。唯一の女性スタッフにも「下ネタを嫌がる人が多い」「周りの女性は見なくなったという人が多い」「本当に疲れる」と嫌悪を伝え、収録時にも言葉や仕草、態度で下ネタを制止しようと試みた。しかし現場に改善は見られず、むしろひどくなっていったという。申立人は睡眠や外出がままならなくなり、自らを責める日々を重ねるようになった。

多数意見でも構造的問題が指摘されており、多くの点で賛同する。重複はなるべく避けるがジェンダーバランス、多様性確保の観点からすると、現場の9割以上が男性

で、考査も40～60代の男性のみという本件放送の制作体制はいびつではないだろうか。昨今、映画やドラマの制作現場で俳優・出演者と監督らとの仲介役となって、交渉や演技の支援をしながら演者の心身の安全を守るインティマシー・コーディネーターが増えているのは時代の要請である。ローカル深夜番組であっても、（申立人が同意、承諾していないことはいったん置いておいても）制作側は下ネタやお色気、ギリギリトークが売りと打ち出し、放送でもそう表現しているのであれば、下ネタを受ける出演者への心身の手厚いケアや配慮、フォローが必要だが、それらは十分に行われていなかった。それどころかベテラン芸能人や住職らが下ネタ発言をするに際して、AV監督のモノマネを誘発するかのようにビデオカメラを用意したり、「汗ばんだワキ毛 素晴らしい!」「一日中欲しがってんだ やっぱり〇〇ちゃんだよ」などとテロップを入れたり、みなで大笑いの声をあげたりしていた。それら制作陣による行為は本人の同意、承諾、納得、信頼がないなかではなおさらハラスメント被害を深刻化させたと言わざるを得ない。実際、申立人は現場に恐怖を感じるようになったと述べている。収録は約3時間で、15分番組を2か月分の8本ほどを撮らねばならないなか、事前の打ち合わせは酒のつまみや時節の説明などにとどまり、収録後のフォローもLINE程度であり、番組のあり方をめぐっての意思疎通は制作側からはほとんどなかったという。

多数意見では触れていないものの、そこまでするのであればなおのこと安全配慮義務等を負うはずだったが、それらを明示、明記するどころか、そもそも出演契約書自体を取り交わしていなかった。この点にも驚きと疑問を禁じ得ない。また、ヒアリングでプロデューサーは「ああいう大物の方を迎えてレギュラー番組を張るっていうのは、なかなか愛媛県レベルではできないこと」として、それは「ローカル局としては偉業であり悲願」と語った。他方、ベテラン芸能人について「気難しい、とても気を遣う」「気遣いの大変さがわかる」と申立人に言ったとされ、「大物を使ったローカル局の悲哀」とも漏らしている。この芸能人を看板に据えたレギュラー番組を続けるために、自由に振る舞わせ機嫌よく出演してもらい、その足元で申立人が犠牲になり続ける構図となってしまったようにも見受けられる。

申立人が深刻に悩んでいることをあいテレビがはっきり認識したとされる2021年11月12日以降の対応を、多数意見では詳しく検証している。「卑わいな話題、不快な話題は排除する」「万一、口にしてしまった場合、放送しない」などと訴えるプロデューサーから強く引き止められ、申立人が同19日の収録に臨むことになった。放送ではカットされたものの、現場では共演者に「ホステスのようだ」「どうなっとなその髪型、ハエを追う仏具にそんなんがあるんよ」「眉毛がおかしい」などと言われ、制作陣もそれを制止するどころかカメラを回し続け一緒に笑っていることに、申立人はまたもや恐怖や苦しみを感じる状況におかれたという。さらに、ベテラン芸能

人は「来年は改心して下ネタを少し控えようと思いますけど、もし控えたときにつまんない、元に戻してくれと言うんだったら一筆書いてください。そのとおりにいたしますから」と笑いながら発言している。申立人の事情をいまだ知らない演者が発言をしたのはまだしも、明確に事情を聞いた制作側があえてこれを放送することには疑問を覚えた。申立人の立場からすると、あるいは下ネタや性的な表現による苦痛を知る者から見ると、これからも下ネタをやりたいとの制作側からの宣言と受け取られかねない。

毎回番組終盤には出演者の住職ともう1人別の住職が振り返りをするコーナーがあった。審理対象期間内ではないが、2020年9月1日放送分で2人が胸の話をし、「だいたい〇〇さんがそういう感じで（自身の胸の張りを強調する様子で）歩いて来られましたからね」「女性というのはその努力をちゃんと認めてということ…」「〇〇ちゃん、（胸の盛り上がりには私が気づいたから）今日は嬉しかったと思うよ」と、申立人が不在で反論もできない場でセクハラ発言する様子をカットすることなく、それもテロップ入りで放送している。

審理過程を通して、あいテレビは申立人の主張をことごとく否定してきた。答弁書では「（申立人とベテラン芸能人やプロデューサーとの間に）上下はなく信頼があって対等で良好な関係だった」「（苦情を受けたことはなく申立人の苦悩に）気づかなかった」「（ベテラン芸能人は）傍若無人な言動をしたことがないし、看板のように制作陣が奉ったこともない」「（申立人の精神的被害などは）番組によるものではなく、因果関係はない」「（人権侵害も放送倫理上も）問題なかった」と述べる。ヒアリングでも「思ったことが口に出るタイプの子なんですよ」「中に溜められる人じゃないんです」「ここをフックに、□□（ベテラン芸能人）さんを訴えてお金がほしいのか」と申立人について語った。BPOに対しても、「下品」「卑わい」「嫌悪」といった基準は抽象的であって放送への萎縮をもたらしかねず、そもそも判断には慎重であるべき、と付言までする。そこには、制作者自身や放送局自体に向けた問題意識あるいは反省や改善の意思がなかなか見当たらなかった。

申立人はアナウンサー、歌手であって、下ネタやセクシーさを売りにするタレントではない。放送業界、芸能界で一労働者として健全に仕事をしながら視聴者や仕事仲間を楽しんでもらうことを願い働いてきた。しかし平穩を失い、信用を失い、仕事を失い、収入を失った。本件放送に映る自分の姿を見ると「テレビを包丁で突き刺してやろうかと思うほど、自分の姿が嫌で嫌でたまらない」という。業界でのキャリアも含め多くを諦めながら、申立てに至った。

（４）おわりに

以上、少数意見で指摘したハラスメントと放送姿勢に関する問題と、さらに決定文ですでに指摘された問題点等を積み上げて考慮すると、一人にのしかかる精神的苦痛として許容限度を超え、申立人の人権を侵害すると判断した。時代の変化を踏まえ、出演者の福祉や幸福を重んじ、他者を犠牲にせずとも楽しめる表現を追求することが、出演者のみならず視聴者そして制作者の三者を守り、放送文化を成熟させると考える。

V. 放送概要

「Ⅱ. 委員会の判断」で検討した「総集編」（2021年3月23日放送）と、「2021年最後の放送分」（2021年12月21日放送）の概要は以下のとおり（被申立人が提出したDVDなどによる）。

出演者は申立人を含む3人と、「総集編」では、過去映像以外の部分に進行役として登場する男性1人とエンディング部分で男性タレントにインタビューを行う男性1人。申立人の発言は「申」、申立人以外の主な男性出演者を「P1」「P2」、その他の男性2人を「P3」「P4」と表記した。

「総集編」（2021年3月23日放送）

映像・テロップ	出演者やりとり（掛け合い）&ナレーション
<p>テロップ 「和尚 渾身のヒット作！」</p> <p>テロップ 「エッチな話に罪はなし!？」</p>	<p>P2) あっちいーって、あの、「いー」がね、「いー」って、掘り下げないといけない。</p> <p>一同（笑）</p> <p>P3) ようそれをテレビで言おうと思いましたね。</p> <p>P2)（笑）</p> <p>P1) お客さんも好きだからな。</p> <p>P4) そうなんですよね。</p> <p>P1) 下ネタがいいじゃない、やっぱり。罪ないよ。</p> <p>P4) 悦楽の悦の悦ちゃんの。</p> <p>P1) その話をしていると、〇〇（申立人の名前、以下同じ）ちゃんが悦ちゃんに見える。（笑）</p> <p>（CM）</p>
<p>サイドスーパー右上 「5周年番外編！ ツルツル大反省会」</p> <p>ボイスフォロー 「この番組独自の面白さである」「下ネタ」</p>	<p>P3) さあ、今週も二人でやってまいります。</p> <p>P2) もうだらけとります。</p> <p>P3) 今回は先週とうってかわって、この番組独自の面白さである、</p> <p>P2) 下ネタ。</p> <p>P3) 言っちゃいけないことが出てくるんだと思います。</p> <p>P2) 出てきましたからね。</p>
<p>テロップ 「「鶴ツル」と言えばギリギリトークがウリ！」「今夜の番外編 ちょっとエッチな鶴ツルトリオ」</p>	<p>Na) そう。「鶴ツル」と言えば放送コードギリギリのトークが売り。そこで今夜の番外編。テーマはちょっとエッチな鶴ツルトリオ。それは番組開始当初から。</p>

<p>◆2016年6月7日 OA◆</p> <p>サイドスーパー左上 「5周年番外編！ツルツル大反省会 ちょっとエッチな鶴ツルトリオ」</p> <p>ボイスフォロー 「私、床上手なんです」</p> <p>「〇〇ちゃんも床上手でしょ？」</p> <p>「だいたい床上手わかるんですよ」</p> <p>「住職も床上手だと思いますよ」</p> <p>テロップ 「3人そろって床上手♥」</p> <p>・決まりタイトル</p>	<p>P1) まあ、私床上手なんですよ。</p> <p>一同) (笑)</p> <p>P1) なかなか。で、床上手だから。</p> <p>一同) (笑)</p> <p>P1) 〇〇ちゃんもなかなか床上手でしょ？</p> <p>申) いやだあ。(笑)</p> <p>P1) だいたいね、床上手、わかるんですよ。</p> <p>申) あれ、そうなんですか？</p> <p>P2) はい。</p> <p>P1) 住職も床上手だと思います。優しいと思います。</p> <p>P2) あい、あい</p> <p>一同) (笑)</p> <p>♪ツルツル</p>
	<p>P3) 特にあの、□□(P2の名前)さん。〇〇さんとのかけあいが結構評判だそうですけれども。</p> <p>P2) そうですか。お似合いですかね。</p>
<p>テロップ 「ママと和尚 ●●の関係」</p>	<p>(BGM)</p>
<p>◆2017年3月14日 OA◆</p> <p>サイドスーパー左上 「5周年番外編！ツルツル大反省会 ママと和尚はSとMの関係!!」</p> <p>ボイスフォロー 「かなりね「S」ですから」</p> <p>イラスト 網タイツ女性 (顔は申の写真)</p> <p>サイドスーパー右上 「中高年に元気を与える!! 「鶴ツル」」</p> <p>ボイスフォロー 「アレがね 絶妙に嬉しくてね」</p> <p>「もう本格的Mですね!!」</p> <p>「素晴らしい3Pなんだよ」</p> <p>「3パーソンでしょ？」</p>	<p>P2) かなりね、Sですから。</p> <p>申) なんで？私の何を知ってるんですか？</p> <p>P2) なんかね、網タイツかなんかはいて…</p> <p>申) はいてませんから。(笑)</p> <p>P1) Sか。</p> <p>P2) あれがね、絶妙に嬉しくてね。</p> <p>P1) 絶妙だよな。</p> <p>申) 嬉しい？M？</p> <p>P2) 私ね、本格的なMですね。</p> <p>P1) これ本当に素晴らしい。これ、素晴らしい3Pなんだよ。</p> <p>P2) 3P！</p> <p>申) スリーパーソンでしょ？(笑)</p>

<p>ボイスフォロー 「(ママに) 飼いならされた」</p>	<p>P 3) 途中から□□ (P 2の名前) さんが、心地よく受け入れるようになって面白くなった。</p> <p>P 2) 飼いならされた。</p> <p>P 3) (笑)</p>
<p>◆2019年5月28日 OA◆</p> <p>サイドスーパー左上 「5周年番外編! ツルツル大反省会 ママと和尚はSとMの関係!」</p> <p>サイドスーパー右上 「アソコにまつわる都市伝説」</p> <p>ボイスフォロー 「むかし 伝説で」「鼻のデカイ人はアソコもデカイ」「ハァ〜ッ」「ハデア〜ッ」</p> <p>サイドスーパー右上 「叱られると嬉しい男たち」</p> <p>・決まりタイトル</p>	<p>P 2) むかしあの伝説で、あの、鼻のでかい人は大体あそこもでかい。</p> <p>申) はあ〜</p> <p>P 2) はあ〜。なんか疲れましたね、本当ね。</p> <p>申) こうやって話してる時が一番バカだと思う。「バカじゃないの」ていうと余計喜んで言うっていう。</p> <p>P 1) それが誉め言葉だと思って。</p> <p>申) ねえ。「誉めてないって」って言うのに。と思って余計に凶に乗って言う人っていますよね。</p> <p>P 1) いるいるいる。</p> <p>申) その典型だ。</p> <p>♪ツルツル</p>
<p>テロップ 「エッチな話題も数々あれど…」「あの “ごっこ遊び”」</p>	<p>N a) そして今夜のテーマ。エッチな話題も数々あれど、性に目覚め始めたころのあのごっこ遊び。</p>
<p>サイドスーパー左上 「5周年番外編! ツルツル大反省会 お医者さんごっこ体験記」</p>	<p>P 3) □□ (P 1の名前) さんが、お医者さんごっこの話をしたのを覚えてらっしゃいますか?</p> <p>P 2) あー、したよ。よくやった。もうね。</p>
<p>・お医者さんごっこイメージ映像</p> <p>テロップ 「“お医者さんごっこ”」「“性”に目覚め始めたドキドキの体験」</p>	<p>N a) 幼いころの遊び。中でも定番なのがお医者さんごっこ。□□ (P 1の名前) にも性に目覚め始めたドキドキの体験があるという。</p>
<p>◆2018年10月23日OA◆</p> <p>サイドスーパー左上 「5周年番外編! ツルツル大反省会 お医者さんごっこ体験記」</p> <p>サイドスーパー右上 「ひとつ年上 近所のおしゃまな女の子」</p> <p>イラスト 女子と男子 (顔はP 1の写真)</p> <p>「次の方どうぞ」「□□ (P 1の名前) ちゃん出して」</p>	<p>P 1) お医者さんごっこことかやると、彼女が主導権、女医さんなんですよ。</p> <p>申) 女医さん!</p> <p>P 2) へー。</p> <p>P 1) じゃ次の方どうぞ。□□ (P 1の名前) ちゃん、じゃ、□□ (P 1の名前) ちゃん出して。</p> <p>P 2) 出して…</p> <p>一同) (笑)</p>

<p>サイドスーパー右上 「気持ちいい!!えっちゃんの診察」</p>	<p>P 1) よく、よく半ズボンはいてるから、「出して」って、「はい出して」っていって、よく(音消し)出させられたの。今から考えると。</p>
<p>イラスト 「今日は頭が痛くて…」 「いいからオ○ン○ン出して」</p>	<p>P 2) (笑)</p>
<p>イラスト 「診てあげるから」 「先生お願いします」</p>	<p>P 1) 出して、はい診して、診してって言われて。 申) 診して…</p>
<p>イラスト 「かなり腫れてるわね～」</p>	<p>P 1) はいって。ずいぶん腫れてるなって、ちょっと触られたりなんかしてさ。気持ちいいんだけど、なんとも言えない気持ちになるんで、もうそれはあんまりやりたくないなって。名前がね、悦楽の悦なの。</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>申) (笑)</p>
<p>サイドスーパー右上 「脳裏に焼き付いていた! えっちゃんの記憶」</p>	<p>P 1) 悦子。 申) ネタじゃないんですか。</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>P 1) ネタじゃない。この話初めてするよ。□□(P 4の名前)も初めて聞くよ。</p>
<p>サイドスーパー右上 「□□(P 2の名前)くんも注射の名医!」</p>	<p>申) 何して遊んでました? 男の子と女の子。 P 2) だからお医者さんごっこです。</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>P 1) やっぱりやったでしょ。 P 2) やりました、やりました。</p>
<p>イラスト 注射を打つそぶり 「まだ早い!」</p>	<p>P 1) やっぱり触られたでしょ。いなかったですか、そういう悦ちゃんみたいな人。</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>P 2) だから、「はい、お注射します」とか言ってね。</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>P 1) そうそうお注射ね。</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>申) へー。</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>P 2) それってね、でも、保育所でやってたら、 P 1) 怒られた?</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>P 2) 先生に、園長先生に、まだ早いって怒られた。 一同) (笑)</p>
<p>ボイスフォロー 「名前が悦楽の悦なの」</p>	<p>P 1) 子どもたちは無意識にやってるけど、大人から見るとかなりヤバイことしてるんだよね。</p>
<p>サイドスーパー左上 「5周年番外編! ツルツル大反省会 お医者さんごっこ体験記」</p>	<p>P 3) ませた子はわかるんでしょうね。毎年見えて。</p>
<p>ボイスフォロー 「(お医者さんごっこが大流行していた)」</p>	<p>P 2) ああ、でもその保育所は大流行してたからね。</p>

<p>・決まりタイトル</p> <p>サイドスーパー左上「5周年番外編！ツルツル大反省会」</p>	<p>♪ツルツル</p> <p>P 3) □□ (P 2の名前) さん、この番組でいくつか持ち込みのネタを仕込んでいらっしゃいましたけども。□□ (P 1の名前) さんが1度だけ絶賛されたネタがありましたよね。</p> <p>P 2) 大体すべってたんだけど、「アッチイ〜ッテ」だね。</p>
<p>テロップ「和尚に幸運の青い鳥!」</p> <p>・イソヒヨドリ映像と写真</p> <p>サイドスーパー左上「5周年番外編！ツルツル大反省会 和尚 渾身の大作！」</p> <p>テロップ「イソヒヨドリ」「磯の岩場や海岸などに生息するヒヨドリに似たツグミ科の野鳥」</p>	<p>♪BGM</p> <p>N a) それがこちらのイソヒヨドリ。その名のとおり、磯の岩場や海岸などに生息するヒヨドリに似た野鳥。</p>
<p>◆2019年4月30日OA◆</p> <p>サイドスーパー左上「5周年番外編！ツルツル大反省会 和尚 渾身の大作！」</p> <p>サイドスーパー右上「これって空耳？鳥が和尚を誘惑!」</p> <p>ボイスフォロー「呼んだ？私？」「ホント嘘言っていないんですけど」</p> <p>テロップ「何て？」</p> <p>・イソヒヨドリ写真</p> <p>ボイスフォロー「アッチ イッテエッチしよ！」「〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 アッチイ〜ッテエッチしよ！」</p> <p>サイドスーパー右上「春の囀り「あっち行ってエッチしよ！」」</p> <p>サイドスーパー右上「和尚の新ネタに鶴太郎ヒートアップ！」</p> <p>ボイスフォロー「あっち イ〜ッ」「掘り下げなきゃ！」</p>	<p>P 2) それのね、鳴き声がいいんですよ。きれいな声でね、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇っていうんですよ。</p> <p>申) 呼んだ今、わたし？今私のこと呼んだ？</p> <p>P 2) そのあとがあるんですよ。これがね、もう本当、私嘘言っていないんですけどね、よく聞くとね。「アッチイ〜ッテエッチしよ！」っていうんですよ。</p> <p>「アッチイ〜ッテエッチしよ！」っていうんですよ。</p> <p>「アッチイ〜ッテエッチしよ！」っていうんですよ。</p> <p>「アッチイ〜ッテエッチしよ！」っていうんですよ。(笑)</p> <p>「〇〇、〇〇、〇〇、〇〇アッチイ〜ッテエッチしよ！」っていうんですよ。</p> <p>一同) ハハハ。</p> <p>申) それ、前と後ろをくっつけて言わないでくれます？</p> <p>P 1) この話はよかった。〇〇、〇〇もう一回言って。</p> <p>P 2) 「〇〇、〇〇、〇〇」って言ったあとね、あっち「イ〜」って。「イ〜」がね、掘り下げなきゃいけない。</p> <p>P 1) (手をたたきながら) あー！(笑) もう1回言って。言って。</p> <p>P 2) あっちイ〜ッテエッチしよ。</p>

<p>ボイスフォロー 「もう四六時中！」</p> <p>ボイスフォロー 「一日中欲しがってんだ」「やっぱ〇〇ちゃんだよ」</p>	<p>P 1) (拍手) 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇あっちイ〜って、あっちイ〜ってエッチしよ。あっちイ〜ってエッチしよ。で、お尻プルンとさせるわけ？〇〇、〇〇、〇〇あっちイ〜ってエッチしよ。あっちイ〜ってエッチしよ。…</p> <p>申) もういい加減に…。(笑)</p> <p>P 1) (笑) それ朝でしょ。</p> <p>P 2) いやもう…</p> <p>P 1) 朝となく昼となく。</p> <p>P 2) もう四六時中。夜中は鳴きませんけどね。</p> <p>P 1) 夜中は鳴かない。</p> <p>P 2) 朝からね、夕刻くらいまで鳴きます。</p> <p>申) 本当、もういい加減にしてほしい。</p> <p>P 1) 一日中欲しがってんだ。やっぱり〇〇ちゃんだよそれ。</p> <p>申) (笑)</p> <p>P 1) 一日中欲しいって。</p>
<p>サイドスーパー左上 「5周年番外編！ツルツル大反省会 和尚 渾身の大作！」</p> <p>・決まりタイトル</p>	<p>P 2) あっちイ〜ってエッチしよ。</p> <p>P 3) ようそれテレビで言おうと思いましたね。ハハハハ。</p> <p>P 2) (笑)</p> <p>♪ツルツル</p> <p>P 3) 下ネタも、すごいがありましたよね。</p> <p>P 2) 例の。鏡の。</p> <p>P 3) ハハハ。</p>
<p>テロップ 「たまには鏡で…」</p> <p>◆2020年9月29日 OA◆</p> <p>サイドスーパー左上 「5周年番外編！ツルツル大反省会 けっこう笑える！鏡活用法!」</p> <p>ボイスフォロー 「肛門も見た方が良い」「え?」「肛門!」「肛門見たことある?」</p> <p>サイドスーパー右上 「自分の肛門 見たことある?」</p> <p>ボイスフォロー 「一人で肛門見てみな」「けっこう笑えるよ!」</p>	<p>♪BGM</p> <p>P 1) たまには肛門も見た方がいいよ。</p> <p>P 2) 肛門…(笑)</p> <p>申) え?</p> <p>P 1) 肛門。肛門見たことある?</p> <p>申・P 2) (笑)</p> <p>P 1) 素っ裸になったついでにさ。手鏡でさ、こうしてさ(おしりの下に手を当て)肛門見てみな。一人でね。一人で肛門見てみな。けっこう笑えるよ!</p> <p>申・P 2) (笑)</p>

<p>ボイスフォロー 「ご住職見たことない？」</p>	<p>P 3) 女の人によく言いますよね？ P 1) ご住職見たことない？ P 2) いや、私ありますよ。</p>
<p>テロップ 「経験済」</p>	<p>申) なんのタイミングで見るんですか？それ？</p>
<p>ボイスフォロー 「舟木一夫ショーを観に行ったら痔になった」</p>	<p>P 2) それはね、私はね、舟木一夫ショーを観に行ったら痔になったんですよ。</p>
<p>イラスト 舟木一夫 「？」</p>	<p>申) それは舟木一夫さんが悪いわけじゃない。 P 2) もちろん。舟木一夫さんのせいにしてませんよ。</p>
<p>サイドスーパー右上 「とんだ濡れ衣 無実の舟木一夫」</p>	<p>申) 舟木一夫さんのせいで… P 1) 舟木一夫さんのせいで痔になったみたいなの。</p>
<p>イラスト 舟木一夫 「俺のせいなの？」</p>	<p>申) そういう言い方でしたよね？ P 2) そのせいじゃないですよ。</p>
<p>サイドスーパー右上 「見たいじゃん！オナラの瞬間」</p>	<p>P 1) (おしりに手をかざして) こうやって、肛門見ながらさ。あの一、見ながらオナラしたことある？</p>
<p>ボイスフォロー 「肛門見ながらオナラしたことある？」 「俺 それ見たくてさ！」 「笑わないの！□□(女性スタッフの名前) ちゃんも」 ・女性スタッフ</p>	<p>申・P 2) (笑) P 1) 俺それ見たくてさ！ 申) 本当ねえ。笑わないの！□□(女性スタッフの名前) ちゃんも。あなた女の子なんだから、そこで笑わないの。</p>
<p>テロップ 「女性スタッフの名前」</p>	<p>P 1) □□(女性スタッフの名前) ちゃんだって、見たことあると思うよ。</p>
<p>ボイスフォロー 「見るんだって！」</p>	<p>申) 笑わないの！ P 1) 見るんだって！</p>
<p>テロップ 「オナラが出る瞬間の肛門」</p>	<p>申) 私たちは最後の砦の女性なんだからね。あなたもマスクしているからって、笑わない！ P 1) (口で肛門のマネをする)</p>
<p>ボイスフォロー 「はあ～あ！」</p>	<p>申) はあ～あ。私ね、なんかこの店を開くたびに思うの。こんなにどっと疲れることがあるんだなあと思ってね。</p>
<p>サイドスーパー右上 「ママは鶴ツルの良心です！」</p>	<p>P 1) 肛門の話でちょうど9月が終わる。 申・P 2) (笑)</p>
<p>ボイスフォロー 「肛門の話でちょうど9月が終わる」 「○○ちゃんは鶴ツルの良心」</p>	<p>P 1) ○○ちゃんね、鶴ツルの良心ですから。 申) (笑) P 1) 良心。</p>
<p>「モウシワケゴザイマセンでした」</p>	<p>申) 10月はね、もう少し、節操をもった、節度のある番組作りをしていきたいと。 P 2) 申し訳ございませんでした。</p>

<p>「どうもすみマセンでした！」</p>	<p>申) 全然思っていない。ハハハ。 P 2) 慇懃無礼で。申し訳ございません。 P 1) どうもすみませんでした！ 申) かわいくない！</p>
<p>サイドスーパー左上「5周年番外編！ツルツル大反省会 住職2人座談会」</p> <p>ボイスフォロー「「良心」の前に「不」がついたほうがいいんじゃない？」</p>	<p>P 2) この週すごいね、これ。無茶苦茶やね。 P 3) □□ (P 1の名前) さんが、○○ちゃんが唯一の良心だとおっしゃってましたが。 P 2) あれ、「良心」の前に「不」がついたほうがいいんじゃない？ P 3) (笑) P 2) いや、何かね、○○ちゃんがあおってるような気がするんだ。逆にね。 P 3) ○○さんも乗るから。 P 2) 乗ってるよ。 P 3) いつもオチに使われてますよね。 P 2) そう。で、結局いつも俺のせいにされるんだよね。</p>
<p>テロップ「CMの後は□□ (P 1の愛称) と□□ (P 4の名前) さん 与太話</p>	<p>N a) CMの後は、□□ (P 1の愛称) と□□ (P 4の名前) さん、与太話。 (CM)</p>
<p>テロップ「□□ (P 1の愛称) と□□ (P 4の名前) さん 与太話」</p> <p>□□さん写真)「聞き手 付き人 □□さん」</p>	<p>N a) □□ (P 1の愛称) と□□ (P 4の名前) さん、与太話。 ♪BGM</p>
<p>テロップ「□□ (P 1の愛称) と□□ (P 4の名前) さん 与太話」</p> <p>エンドロール</p>	<p>P 4) 下ネタが結構多くて。 P 1) 下ネタ多い、放つといたら下ネタになるよね。お客さんも好きだからな。 P 4) そうなんですよ。 P 1) 下ネタがいいじゃない、やっぱり。罪ないよ。 P 4) □□ (P 1の愛称) の下ネタ、キャッチーで面白いじゃないですか。そうなんですよ。 P 1) 面白いよ、シモの話は罪ないよ。夜中にさ。夜中にさ、みんな疲れてる時にさ、固い話しても仕様がな。それよりもさ、なんかさ、シモっぽい話聞いて、「バカだね。こんなこと言って」って笑ってる方がいいじゃない。</p>

	<p>P 4) むかし近所に住んでた、悦楽の悦の悦ちゃんの。</p> <p>P 1) 悦ちゃん。</p> <p>P 4) 話。</p> <p>P 1) その話をしていると〇〇ちゃんが悦ちゃんに見えてくる。</p> <p>P 1・P 4) (笑)</p> <p>P 1) 〇〇ちゃん悦ちゃん。〇〇ちゃんは「悦ちゃんじゃない！」って言って。</p>
テロップ「鶴ツル」「次回もお楽しみに」	

「2021年最後の放送分」（2021年12月21日放送）

映像・テロップ	出演者やりとり（掛け合い）
※該当箇所である番組エンディングの直前部分のみ掲載	
<p>サイドスーパー右上「招福！笑う門には福来る！」</p>	<p>P 1) 来年もまたいい年にしましょう。 P 2) そうしましょう。 P 1) 今年も本当に1年ありがとうございました。 P 2) ありがとうございました。 申) ありがとうございました。 P 1) ご覧をいただいたみなさま方、本当に今年1年ありがとうございました。来年は改心して下ネタを少し控えようと思いますけど、もし控えたときにつまんない、元に戻してくれと言うんだったら一筆書いてください。そのとおりにいたしますから。 申) 本当にね、みなさんよいお年をお迎えください。 P 1) よいお年を。</p>

VI. 申立人の主張と被申立人の答弁

提出書面及びヒアリングによると双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

	申立人	被申立人
番組内容の同意	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒しながらのトーク番組であることは承知していたが、「下ネタ」や「お色気」が予定されているとの説明は一切なく、承諾していなかった。 ● 「バーのママ」や「大人の時間」が必ず「下ネタ」や「お色気」を含む、という考え方は偏見である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲酒しながらバーのママ（進行役）と酔客がトークを行う「大人の時間」を楽しむ番組で、お色気話もありうることから放送は深夜帯に設定した。企画段階でこのことを申立人に説明すると、「バーのママ役が進行役なら局アナには無理。自分にしかできない」と売り込まれた。 ● 申立人に対して明確に「下ネタが出て大丈夫か？」と確認はしていない。
有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年の放送開始当初から、繰り返し下ネタなど他の出演者の性的な言動への対応が苦しいと訴え、番組内容の改善を求めてきた。 ● 心労が重なり、2021年11月12日に番組プロデューサーと面会した際に出演継続が不可能であることを申し入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申立人は放送開始当初から繰り返し番組内容の改善を求めてきたと主張するがそのような事実はない。2021年11月12日に悩みを打ち明けられたのが初めてで、もしそれ以前に訴えがあったとしたらすぐ対処していた。
収録について	<ul style="list-style-type: none"> ● 申立人が下ネタを望んでいるという勝手な理屈で他の出演者が悪ノリして性的な言動を繰り返した。その内容は回を重ねるにつれ過激になっていったが、番組スタッフは注意するどころか大笑いして煽った。 ● 申立人は行き過ぎた言動を制止しようと努め、スタッフに疲労感や嫌悪感を伝えたが、対応してもらえなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 300回を超える放送のうち、下ネタや性的な言動が話題になったのはごく一部の回である。そもそもの番組コンセプトが深夜のバーで常連客がママを相手に酒を飲み、他愛もない話をして「大人の夜」を楽しむというものであることからして、最初から社会通念上許容される範囲での「下ネタ」や「お色気」は予定されていたのであり、演出として妥当であった。 ● 申立人が自分から「下ネタ」や「お色気」の話題を提供することもあった。勝手な理屈で他の出演者が悪ノリしたことはない。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 収録は1回およそ3時間で、2カ月分（8～9本）を撮った。台本はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 台本がないことは、番組開始当初から申立人

	申立人	被申立人
	<p>打合せでは酒の肴となる料理について説明されるのみだった。トークの内容、展開の仕方など、ほぼ全てが申立人任せで、負担は想像を絶するものであった。</p>	<p>も承知していた。台本を準備したこともあったが、話が盛り上がり、台本なしのスタイルに戻した。</p> <p>●申立人にはメールで収録の流れを伝えていた。当日は、収録開始前に15分、休憩時間に5分、合計20分ほど使って、酒の肴の説明や放送週の時節などの確認、打合せを行った。</p>
収録について	<p>●収録中や直後に、下ネタを振られることへの嫌悪感や苦痛を複数の番組スタッフに伝えていたが、どのスタッフからも軽く受け流された。</p> <p>●明らかに卑わいで下品な言動があった場合でも、スタッフから苦痛ではないかとの確認もフォローもなかった。</p>	<p>●申立人から苦情などの申し出は一切なかった。嫌がっている素振りも不快な感じも見受けられず、逆に、いつも楽しんでいるように見えた。</p>
	<p>●収録後は、番組スタッフは他の出演者の対応に忙しく、申立人には基本的に、携帯電話に簡単な挨拶のメッセージが送られてくるのみであった。申立人はわずかな時間でも話し合えるよう働きかけていたが、積極的に対応してもらったことはない。</p>	<p>●収録後にはいつもプロデューサーから申立人に電話でお礼を伝え、収録の感想を聞き、申立人が言いたいことを言える環境を整えていた。簡単なメッセージで済ませていたのは申立人が収録後すぐに飛行機などで移動しなければならないときだけである。</p>
総集編について	<p>●下ネタや性的な言動の映像を削除してほしいとの要望は、他の出演者の発言をカットしてほしいということである。他の出演者との関係性を考えると、そのような申し出ができるはずがない。</p> <p>●「ちょっとエッチな鶴ツルトリオ」というナレーションを付けられ、演出によって自分があたかも「エッチな人」というレッテルを貼られてしまい、不快感を覚えた。</p>	<p>●コロナ禍で収録を断念せざるを得なかった際に総集編で乗り切る旨を申立人に伝えたが、申立人から下ネタや性的な言動の映像を使わないでほしいという要望はなかった。</p>
	<p>●放送翌日に送ったメールは、番組を見ず</p>	<p>●放送翌日に、「鶴ツルだからこそOKな内容でしたね(笑)」と、番組コンセプトを理解し</p>

	申立人	被申立人
総集編について	に送ったもの。メールの内容は編集を担当する番組スタッフへの気遣いから出た虚偽の発言であり、リップサービスである。番組を見ることなくメールを送ってしまったことを反省している。	て出演していることがわかるメールが届いた。番組に対する不満や不快感は一切見受けられず、編集スタッフに対しても「上手にポップにしていると思います」と労いの言葉があった。申立人の弁解は不合理である。 ●メールに添付された画像は総集編のものであった。申立人は番組を見ていたはず。
11月19日	●11月12日にプロデューサーと面会して降板を申し入れ、翌週19日に予定されていた収録については、卑わい・不快な話題を排除すること、その点を他の出演者にも徹底すること、万が一収録時にそのような話題が出てしまった場合は放送しないこと、などを条件に参加した。しかし、申立人の容姿などをネタにして出演者とスタッフが大笑いするなど約束は守られなかった。収録が中断されることはなく、申立人自身が対処しなければならない状況で、以前と全く変わらなかった。 ●卑わい・不快な話題部分についてプロデューサーが謝罪し、放送されなかったからと言って約束が守られたことにはならない。	●他の出演者には事前に、コンプライアンスが厳しくなったことを理由に、収録から下ネタを排除することを伝えていた。 ●収録で下ネタや性的な言動がなされることはなかったが、収録後に申立人から容姿などをネタにされたことを不快に感じたと言われ、プロデューサーが謝罪した。万が一収録で卑わい・不快な話題が出てしまった場合は放送しないと約束していたので、編集で全てカットして放送した。
その他	●ブログなどは仕事上の情報発信ツールで、演出されたものである。真実だけが書かれているわけではなく、放送局は憶測で判断しているに過ぎない。 ●芸能界の大先輩である男性タレントの言うことは絶対であり、反論することは許されない。下ネタや性的な言動も全て受け入れるしかなかった。 ●笑ってやり過ごすことが最善の策で、自	●申立人は自身のブログで、番組について積極的に紹介し、好意的に評価していた。その様子からも番組を心から楽しんでいることが窺える。悩んでいたならこのような紹介の仕方はしないのではないか。 ●申立人が男性タレントを尊敬していたことはブログなどからも窺うことができ、2人の間には良好な信頼関係があった。申立人が我慢している様子は少しも感じられなかった。

	申立人	被申立人
その他	<p>分を守ることだと思っていた。</p> <p>●放送局との関係では、フリーアナウンサーという雇用される立場であるため、パワーバランスに偏りがあることは明らか。扱いづらい人間だというレッテルを貼られないよう振る舞うしかなかった。</p>	<p>●申立人は一緒に番組を作ってきた仲間であり、申立人からの要望があればいつも受け入れ、実現してきた。申立人とはお互いに言いたいことが言い合える、良好な関係が築けていた。</p>
	<p>●愛媛県内で他にもレギュラー番組を担当しており、そこにも迷惑がかかると考えたので、本件番組を辞めたいと思っていることを隠してきた。</p> <p>●番組最優先で、自分の本心を人に見せないことをプロの矜持として生きてきた。</p>	<p>●これまで自身の主張をきちんと伝えてくれていた申立人が、本心を隠してきたとは信じがたい。</p>
放送局への要求	<p>●早急に事柄の重大性に気づき、本件番組の内容と問題点の確認、本件のような番組が放送された理由について外部の者による調査を行い、調査結果を公表すること。</p> <p>●申立人への謝罪。</p> <p>●人権侵害及び放送倫理に反する番組の放送を行ってきたと認め、視聴者に謝罪すること。問題点の視聴者への説明。</p>	<p>●申立人に対する人権侵害はなく、放送倫理上の問題もない。そもそも、本件番組が下ネタや性的な言動ばかりのように申立人は主張するが、そうではない放送回が圧倒的に多かったことが考慮されるべき。</p> <p>●視聴者から放送局に寄せられた意見や感想からは、本件番組を深夜の大人のトーク番組として好意的に受け入れられていた様子が窺え、下ネタや性的な言動に対するクレームは1件もない。</p>

VII. 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2016年 4月 5日	あいテレビが当該番組の放送開始
2021年2月9日から 12月21日	当該番組の審理対象回（全8回）の放送
2022年 2月 3日	申立人が委員会に「申立書」を提出
7月12日	あいテレビが委員会に「経緯と見解」を提出
7月19日	第306回委員会で審理入り決定
7月29日	あいテレビが委員会に「答弁書」を提出
8月16日	第307回委員会で審理
9月 9日	申立人が委員会に「反論書」を提出
9月20日	第308回委員会で審理
10月 7日	あいテレビが委員会に「再答弁書」を提出
10月18日	第309回委員会で審理
11月15日	第310回委員会で審理
12月 8日	起草委員による論点整理・質問作成
12月20日	第311回委員会で審理
2023年 1月17日	第312回委員会で審理
2月21日	第313回委員会でヒアリングと審理
3月 9日	第1回起草委員会
3月14日	第314回委員会で審理
4月12日	第2回起草委員会
4月18日	第315回委員会で審理
5月11日	第3回起草委員会
5月16日	第316回委員会で審理
6月20日	第317回委員会で審理、「委員会決定案」了承
7月18日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

委員長	曾我部 真 裕
委員長代行	鈴木 秀 美
委員長代行	二 関 辰 郎
委員	國 森 康 弘
委員	齊 藤 と も 子
委員	丹 羽 美 之
委員	野 村 裕
委員	廣 田 智 子
委員	松 田 美 佐
委員	水 野 剛 也